

社会福祉法人因伯子供学園
役員等旅費・報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人因伯子供学園の役員等の旅費及び報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職の種類)

第2条 役員等の種類は次のとおりとする。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員
- 四 評議員選任・解任委員
- 五 苦情解決第三者委員

(旅費・費用弁償)

第3条 役員等が命令により旅行したときは、旅費を支給する。支給方法については、因伯子供学園旅費規程を準用する。

2 理事会・評議員会・監査会・評議員選任解任委員会・苦情解決第三者委員会等
に出席したとき、費用弁償として一律5,000円を支給する。ただし、職員が
役員等を兼務している場合には支給しない。

3 前項の他、理事長の命を受けて、法人業務に従事した場合についても、費用弁
償として一回5,000円を支給する。この場合にも職員が兼務している場合は
支給しない。

4 交通費の実費が5,000円を超える場合には、旅費を支給する。この場合、
費用弁償は行わない。

(報酬)

第4条 定款第21条の規定にかかわらず、当分の間、役員報酬は支給しない。

附 則

(施行日等)

- 1 この規程は、平成7年5月29日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年11月12日一部改正し施行する。
- 3 この規定は、平成29年1月20日一部改正し平成29年4月1日より施行する。
- 4 この規定は、令和元年6月24日一部改正し、施行する。